

国 不 建 第 5 8 号
令和 8 年 8 月 1 0 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う
建設業法上の特例措置等について

令和 8 年熊本地震については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、8 月 7 日付けで公布・施行された令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 2 6 0 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 1 0 3 7 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 許可の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建設業の許可（令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 9 年 1 月 2 6 日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和 8 年 7 月 2 7 日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和 9 年 1 月 2 7 日に延長

することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき令和8年熊本地震の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和8年熊本地震により、建設業法第11条及び第12条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和8年7月28日から令和8年11月26日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和8年11月27日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

3. 経営事項審査の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に主たる営業所を有する者に係る建設業法第27条の2第3項の規定に基づく経営事項審査（令和8年7月28日から令和9年1月26日までに有効期間が満了するものに限る。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和9年1月27日に延長することとした。

なお、上記のほか、許可行政庁は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和8年熊本地震の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に期限を経過している場合も含む。）について、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4. 監理技術者資格者証の有効期間の延長について（権利利益保全法第3条関係）

特定被災地域内に住所を有する者に係る建設業法第27条の18第1項の規定に基づく監理技術者資格者証（令和8年7月28日から令和9年1月26日までに有効期間が満了するものに限る。ただし、令和8年7月27日までに新資格者証を交付された場合を除く。）については、告示により、そ

の有効期間の満了日を一律に令和9年1月27日に延長することとした。

なお、上記のほか、国土交通大臣は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、令和8年熊本地震の被害者が、有効期間の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

5. その他

・ 監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められている。なお、一般的な交代の条件として、令和8年熊本地震により、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合なども含むものと考えられる。

・ 恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事で、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和8年熊本地震により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

国 不 建 技 第 6 3 号
令和 8 年 8 月 1 0 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う
建設リサイクル法上の特例措置等について

令和 8 年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、8 月 7 日付けで公布・施行された令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 2 6 0 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 1 3 1 7 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号。以下「建設リサイクル法」という。）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1

18号)が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。)内に主たる営業所を有する者に係る建設リサイクル法第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録(令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和8年7月27日までに更新を受けた場合を除く。)については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和9年1月27日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき令和8年熊本地震の被害者(直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。)が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの(既に有効期間を満了している場合も含む。)について、令和9年1月27日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2. 変更等の届出について(権利利益保全法第4条関係)

令和8年熊本地震により、建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出(届出を行うべき期限が令和8年7月28日から令和8年11月26日までに到来するものに限る。)をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和8年11月27日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国 不 建 技 第 6 5 号
令和 8 年 8 月 1 0 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和 8 年熊本地震による災害の発生に伴う
浄化槽法上の特例措置等について

令和 8 年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、8 月 7 日付けで公布・施行された令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 2 6 0 号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第 1 3 1 7 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（令和 8 年熊本地震に際し災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に主たる営業所を有する者に係る浄化槽法第 2 1 条第 1 項の規定に基づく浄化槽工事業の登

録（令和８年７月２８日から令和９年１月２６日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、令和８年７月２７日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に令和９年１月２７日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第３条第３項の規定に基づき令和８年熊本地震の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、令和９年１月２７日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

２．変更等の届出について（権利利益保全法第４条関係）

令和８年熊本地震により、浄化槽法第２５条第１項及び第２６条の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が令和８年７月２８日から令和８年１１月２６日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和８年１１月２７日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。

国不建技第66号
令和8年8月10日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和8年熊本地震による災害の発生に伴う
ストックヤード運営事業者登録規程上の特例措置等について

令和8年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、8月7日付けで公布・施行された令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号。以下「政令」という。）及び同日付け国土交通省告示第1317号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第4条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）上の特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

・変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

令和8年熊本地震により、ストックヤード運営事業者登録規程第7条第1項の規定に基づく管理状況年報の報告、同規程第8条第1項の規定に基づく変更の届出、同規程第9条第1項の規定に基づく廃業等の届出（届出等を行うべき期限が令和8年7月28日から令和8年11月26日までに到来する

ものに限る。)をその期限までに行うことができなかった者については、政令に基づき、令和8年11月27日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上の責任を問わないものとする。

建設業者団体の長 あて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和8年熊本地震による災害の発生に伴う
建設機械抵当法上の特例措置等について

令和8年熊本地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、8月7日付けで公布・施行された令和8年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和8年政令第260号。以下「政令」という。）及び同日付け法務省・国土交通省告示第2号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）上の特例措置の内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

建設機械抵当法第8条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされない期間の延長について

当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和8年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するものに係る建設機械抵当法第8条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされない期間（令和8年7月28日から令和9年1月26日の間に建設機械の登記用紙の閉鎖がされるものに限る。）については、告示により、令和9年1月27日に延長することとした。

○ 法 務 省
国土交通省 告示第二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣 平口 洋
国土交通大臣 金子 恭之

特 定 権 利 利 益	対 象 者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であつて、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	令和九年一月二十七日